

1. 件名

三菱原子燃料（株）における安全性向上評価に関する面談

2. 日時

令和6年1月17日（水）13時30分～15時50分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 核燃料施設審査部門

猪俣安全管理調査官、古作企画調査官、大橋上席安全審査官、
中野上席安全審査官、大岡主任安全審査官、野村主任安全審査官、
藤原主任安全審査官、内海安全審査官、小野安全審査官、武田安全審査官、
青木安全審査専門職、鈴木安全審査専門職、山口係員、
横山原子力規制専門員

三菱原子燃料株式会社

安全法務課 課長 他2名

株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン

環境安全部 担当課長 他1名

原子燃料工業株式会社

執行役員品質・安全管理室長

東海事業所 環境安全部長 他1名

熊取事業所 環境安全管理グループ技師 他2名

日本原燃株式会社

安全・品質本部 副本部長 他3名

5. 要旨

○三菱原子燃料株式会社（以下「三菱原子燃料」という。）から、本年2月に届出を予定している安全性向上評価に係る記載内容の考え方について、配布資料に基づき相談があった。また、昨年末に日本原燃株式会社（以下「日本原燃」という。）から共有された事業変更許可申請書の記載方針等の情報については、次回の届出から反映させる方針であるとの説明があった。

なお、他のウラン加工事業者も含めて安全性向上評価に係る取組の情報共有を行った。

○原子力規制庁から、主に以下のとおり伝えた。

- ・ 昨年末から安全性向上評価に係る面談を実施してきており、ガイドを踏まえた届出の記載の考え方や三菱原子燃料の疑問点への回答を行い、互いの共通認識を得ながら進めてきたと理解しているが、事業者の理解が十分か不明確であるため、三菱原子燃料においては、対応方針を整理し、説明できるようにすること。
- ・ 目次案について、第4章の安全性向上計画の記載がないなど、ガイドで記載を求めている事項と整合していない箇所があることから、届出の際は、ガイドに示す事項を全て記載するようにすること。

また、平成25年12月6日の加工規則改正の際に削除された定期評価の項目など、今後の届出で記載を変更することが予定されている事項については、その旨を明確化しておくこと。

- ・ 日本原燃からの事業変更許可申請書の記載方針等の情報については、第1章の記載内容の改善に資するものであることから、説明のあった方針を今回の届出の中で明確になるよう記載すること。また、当該記載内容については、他の加工事業者とも連携しつつ、次回に向けて検討を進めておくこと。

○三菱原子燃料から、承知した旨の回答があった。

6. 配布資料

資料：MSR-23-030 第1回 安全性向上評価届出書について

(参考)

- ・ 令和5年3月29日改定 原子力規制委員会
「加工施設及び再処理施設の安全性向上評価に関する運用ガイド」
<https://www.nra.go.jp/data/000425243.pdf>

以上